



深谷市告示第5号

市有地売却について、条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び深谷市契約規則（平成24年深谷市規則第27号）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年1月16日

深谷市長 小島進



1 入札対象物件

（1） 物件番号 土地6-5

所在及び地番	地目	地積 (m ²)
山河字光寂庵1300番地1	宅地	3,771.56
山河字光寂庵1306番地1	宅地	812.21

＜解体撤去が条件となる建物＞

名称	構造等	床面積 (m ²)	建築年
旧岡部B &G海洋 センター	鉄筋コンクリート造平屋建 ほか	体育館：1,102.27m ² プール更衣棟：111.78m ² 倉庫・物置：72m ²	昭和56年

予定価格 - 66,730,000円

※予定価格とは、あらかじめ深谷市が定めた最低売却価格をいう。

※本入札は、建物解体条件を付した一般競争入札とする。

2 建物等の解体及び撤去

（1） 解体撤去が条件となる建物及び工作物等（以下「建物等」という。）を本契約締結の日から原則1年内に落札者の責任において、解体撤去を行うものとする。これに要する一切の費用は落札者の負担とする。

- (2) 建物等の範囲は、地表以上に存在する建物等及びその他埋設物とする。
- (3) 土地売買契約の場合は引渡しの日から、土地譲渡仮契約の場合は土地譲渡契約の締結日（議決日）から、それぞれ解体撤去完了の日までの間、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとします。
- (4) 落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に深谷市に報告するものとする。また、解体撤去が完了したときは、深谷市に完了報告書を提出することとし、両者が現場立会の上、解体撤去の完了の確認を行うものとする。
- (5) 建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等に迷惑となるないよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策等、十分な対策の上で行うものとする。
- (6) 解体撤去にあたっては、児童等や車両の妨げにならないように対策し、安全確保を行うものとする。
- (7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとする。
- (8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとする。
- (9) 解体の方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行うものとする。

3 用途制限

- (1) 落札者は、物件を利用するに当たって、土地売買契約締結の日又は土地譲渡契約締結の日から10年間は、次の用途に

供してはならない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用途

ウ 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途

エ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

(2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、

(1) の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければならない。

(3) 落札者は、(2)の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、(1)の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければならない。

(4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用賃借権による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して

(1) の義務を履行させなければならない。

4 所有権移転等の制限

落札者は、建物等の解体撤去が確認されるまでは、物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができない。

5 入札参加資格

個人又は法人を問わず参加できるが、次のいずれかに該当する

者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3
第1項に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当すると認められる者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過していない者
- (4) 深谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員に該当すると認められる者
- (5) その他、深谷市が契約の相手方として不適当と判断した者

6 入札募集要領等

令和7年1月16日（木）から同年3月28日（金）までの間の各日（ただし、深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）において深谷市企画財政部公共施設改革推進室で配布するほか、深谷市ホームページからダウンロードすることができる。

7 入札参加申込

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に深谷市企画財政部公共施設改革推進室に市有地条件付一般競争入札参加申込書を提出すること。

令和7年3月14日（金）から同年3月28日（金）までの間の各日午前8時30分から午後5時まで（正午～午後1時までを除く。）

ただし、深谷市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日を除く。

8 入札保証金

深谷市契約規則第5条第1項により金2,020,000円を納付すること。

9 入札参加資格の喪失

入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、5の(1)から(5)までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができない。

また、提出された入札参加申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができない。

10 入札

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受付ける。

(1) 入札期間

令和7年3月31日（月）から令和7年4月9日（水）まで
(必着)

(2) 入札方法

郵便型入札とし、郵送方法は一般書留又は簡易書留とする。

(3) 送付先

〒366-8501

深谷市仲町11-1

深谷市公共施設改革推進室 あて

11 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札資格の確認について虚偽の申請を行った者並びに市有地条件付一般競争入札募集要領に示す無効な入札に該当する入札は無効とする。

1.2 落札者の決定

開札後、予定価格以上で入札した者のうち、最高価格で入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

1.3 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年4月11日（金）
午前11時00分から
(2) 場所 深谷市役所3階 3-2会議室

1.4 契約保証金

深谷市契約規則第28条第1項により金4,030,000円を納付すること。

1.5 契約の締結

契約の締結は、令和7年4月21日（月）までに行います。ただし、マイナス価格により落札した契約については、議会の議決に付すべき契約となるため、令和7年4月21日（月）までに土地譲渡仮契約を締結し、議会の議決を得たときに土地譲渡契約に移行します。

1.6 その他

この公告に定めるもののほか、本市有地売却に係る入札・契約手続きについては、深谷市契約規則、深谷市市有地の一般競争入札実施要領及び市有地条件付一般競争入札募集要領の定めるところによる。

1.7 問合せ先

深谷市企画財政部公共施設改革推進室

電話（代表）048-571-1211（内線）4712